

地 活 協 レポ ー ト

令和 5 年 7 月

東 淀 川 区 役 所
地 域 課 (地 域)

06-4809-9509

tm0011@city.osaka.lg.jp



■全17地域で青色防犯パトロール、登下校の見守り、高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、百歳体操が再開しています！



この3年、地活協の各事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、再開・中止をくり返していましたが（詳しくは区役所ホームページを参照）、6月から青色防犯パトロール、登下校の見守り、高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、百歳体操の各事業が全地域で再開しています（事業の一部を計画・実施していない地域もあります）。ただし、今後

再度新型コロナウイルス感染症が感染拡大するなど事態が変わるかもしれません。各事業ご利用の際は、地域の掲示板や各地活協のホームページなどで開催情報をご確認ください。

■新庄・気象防災指針（6月26日）

新庄地域が、大雨警報など警報が発令された際に、事業をどう中止と判断するのか指針を示されました。警報の種類は大雨、洪水、暴風、高潮などとなっており、判断する目安は、主に午前に行う事業と午後に行う事業で分かれています。子育てサロンなど、地活協の範囲外から不特定多数の利用がある事業もあるかと思いますが、事前にこのように指針を示しておくことと利用者はもちろん、スタッフ自身も非常に行動しやすくなると思います。

他の地活協の皆様もこの指針をぜひ参考にしてください。

令和5年6月26日
新庄地域活動協議会
会長 井上博明

新庄地域活動協議会の気象防災指針

このたび、地域活動協議会内で討議を重ね、指針を作りました。

この指針は令和5年7月1日より適用・運用します。

警報が出た時点で、下記の活動は中止とさせていただきます。（※日）

「警報発令の時点で、一日ぜんぶが中止」になります

警報が途中で解除 ⇒ その日一日は中止

（大雨・洪水・暴風・冠水・高潮・高潮・緊急の警報を含む）

警報発令時間	中止対象事業
午前7時時点	◎高齢者食事サービス ◎ふれあい喫茶 ◎まち美化ボランティア ◎グラウンドゴルフ ◎いきいき百歳体操 ◎子育て支援 ◎デイスコン ◎青色パトロール ◎午前中からの事業全般
正午（12時）時点	◎アナログサウンドを聴く会 ◎カラオケサロン ◎脳トレ ◎健康マージャン ◎そのほか地域が行う午後からの事業全般

注意：事業開始時間直前でも警報が発令された場合はその日は一日中止となります。

◆地域課からのお知らせ

■地域づくりアドバイザーをご活用ください！

「地域活動の始め方がわからない」「地域活動のパートナーを紹介してほしい」「地域活性化のための企画と一緒に考えてほしい」など、地域活動に関するお困りごとや悩みは地域づくりアドバイザーにご相談ください。

東淀川区では、平成27年度から地域づくりアドバイザー制度を実施し、地活協の支援をはじめ、さまざまな団体や個人の地域活動の支援をしています。

現在3人のアドバイザーが区役所に常駐し、それぞれの経験やスキルを生かして、課題やニーズに合わせた支援をしています。支援内容やそれぞれの得意分野に関しての詳細は支援メニュー表を作成し区役所ホームページに掲載しましたのでご確認ください。

